

通商規律と市場機能

— 農産物国際市場の変容 —

齋藤 勝 宏¹

International Trading Rules and the Market Mechanisms: Changes in the International Market of Agricultural Commodities

Katsuhiko SAITO (The University of Tokyo)

The purpose of this paper is to discuss the relation between international trading rules and the market mechanisms. The aim of the GATT/WTO is to promote international trade through market mechanism based on a competitive market structure and to be supported by the fundamental theorem of welfare economics that states a competitive market equilibrium induces the Pareto optimal resource allocation. However, if a market is not competitive or is distorted, it may fail to optimize national welfare through resource allocation. Under the current international trading rules, the Free Trade Agreements and State Trade Enterprises are exceptionally allowed. Trade diversion effects and the market power of the State Trade Enterprises might deteriorate the national welfare. In the long run, it is of utmost importance to remove these distortions. When the welfare change in domestic policies harmonized under the international trading rules is evaluated in the short and medium terms, it is necessary to consider the market distortions as well as the appropriate market structure. Since there are a few econometric studies that identify the international market structure, it is valuable to accumulate the empirical studies regarding international agricultural markets.

Key words: international trading rules, market structure, distortion, economic welfare

1. はじめに

本報告に与えられた課題は「通商規律と市場機能」について論ずることである。「規律」という言葉自体極めて抽象的であり、様々な「規律」が想定され得るが、本報告では通商規律とはWTOが理念として想定している規律、すなわち、完全競争的な市場構造を想定し、資源の最適配分をもたらすような国際取引上のルールのことを指すものと限定したい。そうすることで、完全競争的な市場構造を想定する通商規律と実際の市場構造との関係を浮き彫りにすることが可能となるからである。

農産物国際市場の変容というサブタイトルがついて

いる。当初、国際市場構造の特定化とその変化の実証研究も加える予定であった。産業組織論の実証分析でも行われているように、輸出「国」の市場集中度の計測から作業を行った。少し具体的に述べると、小麦、とうもろこし、大豆についてデータの得られる1960年から10年ごとに2010年まで輸出の上位集中度(CR3, CR5, CR8)を計算してみた。小麦についてはいずれの上位集中度も少しずつ減少する傾向にあるが、他の作物についてはほぼ一定に推移し、それほどの変化は観測されなかった。自然条件でその生産構造が規定される農産物の場合、「国」を輸出主体とする指標で市場構造を計測してもあまり変化がないのは当然であり、厳密には輸出主体である企業ベースのデータを集計しないと市場構造を計測することは不可能であるという教訓を得るに留まってしまった。国家輸出企業についても、その企業の属する国内では独占的な

¹東京大学

asaito@mail.ecc.u-tokyo.ac.jp

地位にあるが、国際市場でどれほどの市場支配力を持つかは、シミュレーション分析や空間均衡モデルをベースとするカリブレーション法による市場支配力の計測を除き実証結果が見当たらないのが現状である。

そこで、本報告では農産物の国際市場の変容については触れず、いわゆる通商規律と市場構造の関係についての論点を整理することとした。視野が狭いとのは免れないが、「競争市場均衡は最適な資源配分を達成する。また、任意の最適資源配分は適当な所得再分配政策を行うことによって、競争市場均衡として達成される」という市場の機能に関するメッセージをベンチマークとする。競争市場均衡とは、完全競争市場を前提とする場合の市場均衡のことである。実際の市場や通商規律を展望すると、我々の住む社会には数多くの市場が存在しており、これらすべての市場が完全競争市場の前提条件を満たすとは考えられない。国際市場での取引である貿易の自由化の経済厚生への影響を考える場合でも、国内の農地市場や労働市場、さらには外部性など様々な条件が必要になってくることを、一般均衡理論を用いて明らかにする(註1)。この文脈で述べると、「他の事情一定」という前提で用いられる部分均衡分析では、他の事情が一定であるばかりか、他の市場にディスティーションが一切ないことを前提としないと経済厚生への分析が不可能になることも明らかとなる。

さて、本稿の構成は次の通りである。第2節では、GATT発祥の経緯とGATT/WTOの通商規律について概観する。時間の推移の中で、工業製品の関税削減から、例外扱いされていた農産物貿易の関税削減に向かっていくこと、当初は財の貿易障壁の削減だったが、サービスや知的所有権などにも通商規律が拡大していること、通商規律の対象の拡大だけではなく、WTOの対象とする国の数も増加していること、GATTの無差別主義に反するような自由貿易協定や国際市場で独占力を行使し得る国家独占企業が通商規律の上で認められていることなどを確認する。

一方、第3節では厚生経済学の基本定理をベースに市場の機能について吟味していく。議論する内容のエッセンスは初歩的なミクロ経済学の教科書にも書いてあることだが、部分均衡分析を行う上での前提条件

や複数のディスティーションが存在する場合の扱いなどが紹介される。基本的なメッセージは、完全競争市場を前提して組み立てられている通商規律は、その前提である完全競争市場の条件が破れると必ずしも最適な資源配分を達成することはできなくなるということである。

第4節は、最適な資源配分を導くはずの通商規律の中に、いくつかの国々が協定を結び、グループ内のメンバーでのみ差別的に関税撤廃を行うという自由貿易協定について、厚生経済学的な視点で分析する。本来、自由貿易協定には様々な側面があり、経済学のみを頼りに評価することは困難きわまりない話だが、報告のタイトルが通商規律と市場機能ということなので、あえて厚生経済学的視点のみで考察を加えている。

第5節は、国家独占企業についての分析である。国家独占企業とは言ってもこの節で対象とするのは国家によって所有される独占的な企業だけではなく、民間企業であっても国家から何らかの特権やライセンスを授けられ、市場で独占的あるいは寡占的に振る舞うことで市場支配力を持つ企業の分析である。農産物の集荷、貿易を独占的に扱うカナダやオーストラリアの小麦ボードやほぼ独占的に農産物の輸入を行う主体がその対象となる。

第6節は農産物の国際市場構造に関する実証分析と農産物貿易モデルの展望と課題について簡単にまとめる。長期的には市場を歪めるディスティーションを取り除くことは必要不可欠だが、短・中期的にはこれらのディスティーションがすべて解消することは不可能である。実態を反映した市場構造やディスティーションを含む評価モデルが必要となる所以である。これまで農産物貿易政策の評価で用いられてきたモデルでは、完全競争的な国際市場を前提条件とするものがほとんどであった。国際市場構造を分析した実証研究が少ないというのと、完全競争市場の方がモデルとして扱いやすいという理由のためであろう。しかしながら、貿易政策を評価するためには、完全競争市場の前提条件では不十分であり、不完全競争市場をも取り入れた分析が今後期待されることから、特に市場構造のモデル化の比較的容易な統合型のモデルを念頭に置き、不完全競争市場を組み込んだモデルの紹介と国際市場構造を特

(註1) 複数のディスティーションが存在する時、特定のディスティーションのみを削減しても経済厚生が増加しないことがある。原(2006)は農産物の貿易自由化が必ずしも経済厚生を向上させるものではないことを次善の理論を用いて説明している。理論モデルの前提条件を簡略化すると、複数のディスティーションが存在する時に、経済厚生を増加させるための条件を求めることができる。ただし、これらの条件は十分条件であるため、政策を立案するに当たっては現実の市場構造を反映させた統合型モデルによるシミュレーション分析が必要不可欠である。

定化する実証研究の必要性を指摘する。

2. GATT/WTO と通商規律

1929年のニューヨーク株式市場の大暴落を契機とする世界大恐慌は、主要経済国の経済恐慌対策として、関税の引き上げや為替レートの引き下げによる保護貿易政策を採用させることで、世界貿易を急速に縮小させるとともに、第二次世界大戦を引き起こす遠因となった。第二次世界大戦後、米国を中心とする世界各国は、保護貿易によるブロック経済化への反省から、関税削減と特惠関税の撤廃による貿易自由化の促進を目的とするGATTを設立した。GATTの通商規律には最恵国待遇や内国民待遇などの無差別主義、多角主義などがあり、市場メカニズムに基づく自由貿易の促進がスムーズに進むように構成されている。

加盟国はGATT発足後8度にわたる自由化交渉を実施し関税削減と貿易の拡大に貢献してきたが、ウルグアイ・ラウンドを最後に発展的に解消し「モノの貿易」を規律の対象とするだけでなく「サービス貿易」や「知的財産権」をも自由化の対象分野とするWTOが1995年に設立された。

その後、2000年には農業交渉が始まり、2002年にはドーハ開発アジェンダ（DDA）が立ち上がった。ウルグアイ・ラウンドと比較すると、非農産品と農産物の市場アクセスに絞られており、それほど交渉に困難を伴うようにも見えないが、交渉開始後10年も経っているのに、依然として妥協の見込みは立っていない（註2）。

DDAが自然消滅の危機に瀕している中で、貿易自由化の拡大は自由貿易協定を通して行われる傾向が鮮明になってきた。自由貿易協定は無差別主義には反するが、「実質的にすべての貿易（註3）」について自由化を行うことと、対外差別強化の禁止という条件を満たす限り、例外規定としてGATT第24条で認められているからである。自由貿易協定締結の動きは1990年代半ばから加速的に増加してきているが、DDA交渉の頓挫に加え、自由貿易協定に参加しないことによって生ずる「排除効果」を回避するために、自由貿易協定が促進されたという見方もある（註4）。

以上、GATT/WTOの設立の経緯、我が国の農産物貿易自由化の推移を駆け足で見てきたが、これを、通商規律という視点でまとめ直すと次のようになる。通商規律とは、自由貿易を促進するための規律であり、理念的には「ディストーション・フリー」な状態を広く達成するためのルールということになる。そのための原則として最恵国待遇と内国民待遇、さらには多国籍主義があり、貿易相手国・貿易財を無差別かつ対称的に取り扱わなければならない。無差別、対称的であるがゆえに、競争促進的でもある。また、通商規律の対象は、モノからサービス、さらには知的所有権へと拡大している。

通商規律を担うのはGATT/WTOであるが、そこには理念としての「ディストーション・フリー」な状態を達成するという目的には相反する市場歪曲的な国家貿易企業や自由貿易協定などの例外的な規定も含まれている点には注意を要する。第3節以降で詳しく述べるように、複数のディストーションが存在する時には1つのディストーションを解消したところで経済厚生が向上するとは限らず、逆に経済厚生が低下する可能性もあるからである。

3. 完全競争市場と市場機能

1) 部分均衡論的アプローチ

潜在的な輸入国である小国を例にとると、簡単な部分均衡分析により、自由貿易が望ましいこと、もし輸入に対して関税が賦課されていれば関税の削減が効率性を改善し社会的厚生水準の向上をもたらすこと、また輸入数量制限枠の削減も同様に社会的厚生水準を改善することなどを説明することができる。つまり、完全競争的な市場を想定する場合には、自由貿易の結果達成される均衡は効率的であり、無駄のない資源配分が達成される。部分均衡分析では、当該市場以外は「他の事情を一定にする」という扱いによりその条件が固定されている。もう少し正確に述べると、他の市場にはディストーションが存在しないことを前提としているため、関税をかけている状態から、関税を撤廃する輸入自由化を行うと、生産者余剰は減少するものの消費者余剰は増大し、これらを集計した社会的余剰

（註2）小寺（2012）によると交渉停滞の理由は、物品貿易の規律に加え、サービス貿易や知的財産権にまで規律が拡大されたこと、WTO加盟国が拡大し新興諸国の交渉力が大きくなったことなどである。

（註3）「実質的にすべて」とは、貿易額のほぼ9割という解釈が一般的である。

（註4）日本の対外政策の変容については本間（2012）が詳しい。また、排除効果を含む自由貿易協定の厚生経済的な帰結については齋藤之美ら（2005）を参照のこと。なお、排除効果とはViner（1950）の言う貿易転換効果のことである。

も増加する。

現実には複数の財の市場が併存するため、それらの市場の相互連関を同時に考えなければならない。もし、すべての市場のうち、1つの市場のみにディスティーションが存在し、他の市場は皆完全競争的でディスティーションが存在しなければ、当該市場のディスティーションのみを矯正することにより効率性は改善する。ディスティーションには、関税などの人為的な政策によるものばかりではなく、規模の経済の存在、国家貿易企業の存在、外部性の存在などに起因するものも含むことには注意を要する。

複数のディスティーションが存在する場合のディスティーション削減の効果の例を挙げる。独占的な企業が公害をまき散らしている時、独占の非効率性を削減するために何らかの競争政策をとると、企業の生産は増加し独占による厚生損失は削減される。しかし一方で、生産量が刺激されるために公害排出が増加し、必ずしも厚生水準は増加しないかもしれない。

もう1つ、2国1財農産物貿易モデルの例を挙げる。両国の間には生産費の格差が存在し、自国の限界費用の方が外国の限界費用よりも高いものとする。また、需要や人口には偏りが無いものと想定する。この時、自給自足の下での両国の財の価格は、生産費の格差を反映して、自国の方が割高になっている。ここで、自由貿易を行うと、自国は当該財の輸入国、外国は輸出国となる。自由貿易により両国は経済的便益を享受する。自国の生産者余剰は減少し消費者余剰は増加するが、これらを併せた社会的余剰も増加する。外国についても社会的余剰は増加する。貿易自由化は貿易に参加する国々にとってメリットがある。しかし、自国の農業生産が外部経済、外国の農業が外部不経済を持つ場合には、自由貿易によって両国の厚生水準が向上するとは必ずしも言えなくなる(註5)。このように、複数の市場にディスティーションが存在する場合には、1つの市場でディスティーションを削減しただけでは効率性が改善しない場合があり、完全競争市場に関する前提条件が崩れると、いわゆる通商規律が必ずしも経済厚生を改善するとは言い切れなくなる。

2) 一般均衡論的アプローチ

多数の財 (n 財)・生産要素 (m 財) が存在する場合を想定し、一般均衡論的な立場から市場の歪みについてももう少し詳しく見ていく。はじめに、ベンチマークとしてすべての市場が完全競争的である場合に、資源の効率的な配分を特徴づける条件を確認すると

$$DRS_{ij} = DRT_{ij} = FRT_{ij}, \quad MRTS_{kl}^i = MRTS_{kl}^j$$

となる。ただし、 DRS_{ij} 、 DRT_{ij} 、 FRT_{ij} は i 財と j 財の国内消費の限界代替率、国内生産の限界変形率、外国貿易の限界変形率であり、 $MRTS_{kl}^i$ は i 財の生産に用いられる要素間の技術的限界代替率である。

Bhagwati (1971) は、上のパレート最適性の条件のどの部分の等号が成立しないかで、次の (a) ~ (d) のタイプのディスティーションに分類した。

$$(a) \quad DRS_{ij} = DRT_{ij} \neq FRT_{ij}, \quad MRTS_{kl}^i = MRTS_{kl}^j$$

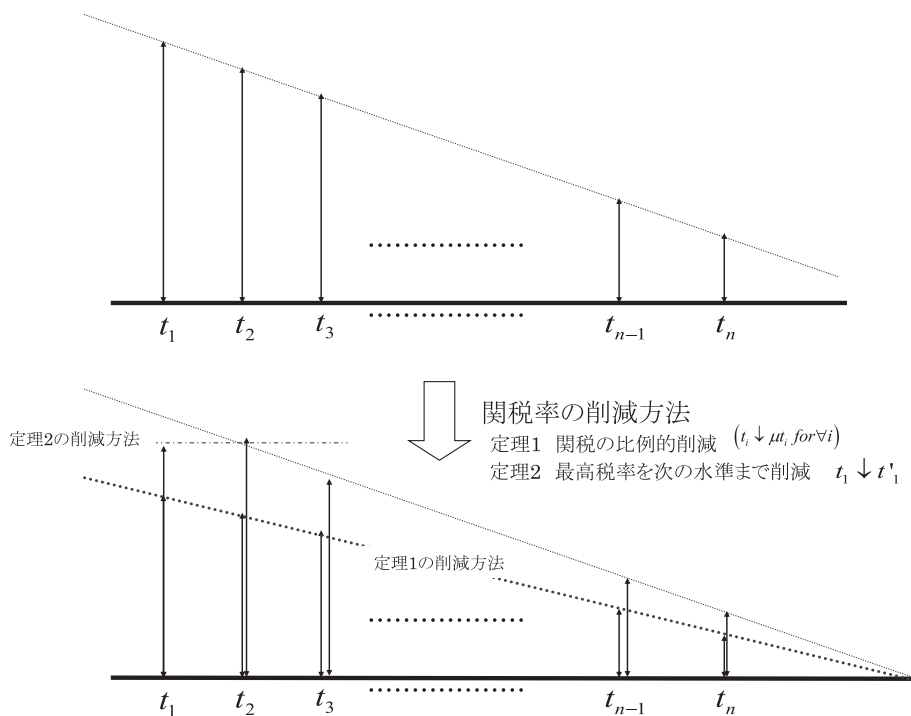
$$(b) \quad DRS_{ij} = FRT_{ij} \neq DRT_{ij}, \quad MRTS_{kl}^i = MRTS_{kl}^j$$

$$(c) \quad DRT_{ij} = FRT_{ij} \neq DRS_{ij}, \quad MRTS_{kl}^i = MRTS_{kl}^j$$

$$(d) \quad DRS_{ij} = DRT_{ij} = FRT_{ij}, \quad MRTS_{kl}^i \neq MRTS_{kl}^j$$

これらの条件のうち1つ以上が自由貿易のもとで成立する時、ディスティーションが存在するという。まず (a) は、外国市場 (国内以外) にディスティーションが存在し、自国の価格と外国価格が異なる場合である。自国が大国で輸入に対して独占力を行使している場合 (最適関税論)、市場支配力を持つ輸出企業が存在する場合、カナダやオーストラリアの小麦ボードなどの国家貿易企業による輸出が行われている場合などがこれに相当する。また、市場は完全競争的ではあるが、人為的なディスティーションが存在する場合 (自国が小国で、輸入に対して関税を賦課している場合) なども含まれる。(b)~(d) は国内市場においてディスティーションが存在する場合である。(b) は生産におけるディスティーションで、生産における外部経済 (不経済)、生産に独占的要素がある場合などに生ずる。(a) と同様、市場が完全競争的であっても生産補助金の交付など人為的なディスティーションが存在する場合も含まれる。(c) は消費におけるディスティーションで、消費において外部効果がある場合、あるいはある財の売り手が輸入品か国内生産品かにかかわらず、仕入れた財の費用に上乗せしてプレミアムを課す場合などに生

(註5) 生産に不確実性がある場合の例も挙げておこう。自由貿易はパレート最適な資源配分を導くと言うが、Newbery et al. (1984) は2つの農産物 (生産に不確実性が存在するものとししないもの) を仮定するモデルを構築し、「保険市場のない生産に不確実性が存在する場合、保険市場がなければ、自由貿易により必ずしもパレート改善されない場合」があることを示した。この場合には、欠落している保険市場を創設すればよい。農産物だけの世界ではリスクを分散させることが不可能かもしれないが、現実の世界には無数の財・サービスが存在するので、リスクを分散させることは可能であると考えて差し支えない。



第1図 経済厚生を向上させる関税率の削減方法

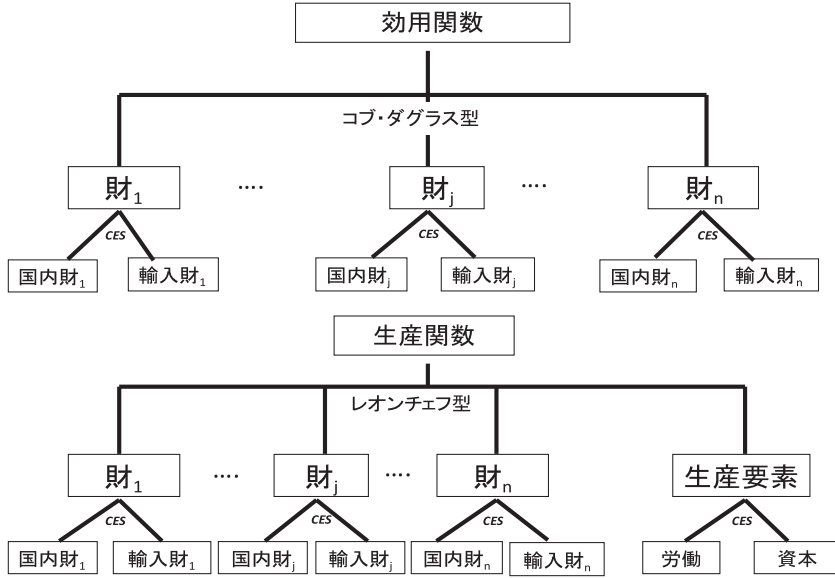
じる。(d)は生産要素市場におけるディスティーションで、部門間で限界代替率が異なるため、生産要素は効率的に配分されず生産要素の配分が契約曲線上で行われないので、生産点は生産可能性曲線の内側に位置する場合である。部門間の賃金格差、要素価格の硬直性、農地や労働などの生産要素が部門間を自由に移動しないことなどが原因で発生するディスティーションである。

例えば、タイプ(a)のみのディスティーション、しかもこれらのディスティーションはすべて人為的な関税が存在するものとする。この時、特定の1つの財に着目し、他の事情を一定として、部分均衡論的にディスティーションを削減する時(関税削減と言ってもよい)、経済厚生は改善するだろうか。対象となる財以外にディスティーションが存在しない場合には、厚生水準が増加すると言える。それ以外の場合には、先の部分均衡分析で例示したように、経済厚生に及ぼす影響はわからない。次に、例えばタイプ(d)のディスティーションとタイプ(a)のディスティーションが併存する場合について考えよう。タイプ(a)のディスティーションをすべて除去する時、経済厚生は増加するだろうか。これもわからないのである。つまり、国内市

場に外部性が存在したり、一部の市場が不完全競争的であったり、生産要素の移動が妨げられているような状態で関税を削減しても、経済厚生が増加しない場合があるのである。市場構造が完全競争的ではない時、いわゆる通商規律に従っても厚生水準が向上しない場合が存在するのだ。換言すると、1つのディスティーションを解消する政策介入が別のディスティーションを引き起こす場合には、必ずしも経済厚生が増大するわけではないということである。

複数のディスティーションが存在する場合に、通商規律に従って自由化を行っても、必ずしも、経済厚生が向上するわけではないことを確認したが、そのロジックについては厳密には展開してこなかった。そこで、限定的ではあるが、タイプ(a)に分類されるディスティーションの中でも特に人為的な複数のディスティーション(関税)のみが存在する小国の場合について、ディスティーション削減が経済厚生に及ぼす効果を定理としてまとめておく。削減方法については第1図にもまとめた通りである。定理の証明は、齋藤勝宏ら(2005)や齋藤(2013)を参照されたい。

定理1 関税・補助金は従価税で賦課する。下級財は存在しないものとする、財がすべて純代替



第2図 応用一般均衡モデルの生産構造・需要構造

関係にあれば、すべての関税率をある水準 τ ($=0$) に向かって比例的に近づけるといふ政策は当該国の経済厚生を改善する。

定理2 関税・補助金は従価税で賦課する。下級財は存在しないものとする。財がすべて純代替関係にあれば、最高関税率を次に高い関税率の水準まで削減するという貿易政策の変更は、当該国の厚生水準を改善する

実は、非貿易財が含まれている場合でも定理1および定理2が成り立つことが知られている。

定理3 非貿易財が含まれる場合でも、下級財が存在せず、非貿易財が他の財と代替関係にあれば、貿易財に対して上の結果がそのまま成立する。

3) 数値例による確認

前節では、関税削減率と厚生水準の関係を一般均衡理論のフレームワークで考え、関税を削減した時、経済厚生が悪化しないための条件を求めたが、求めた条件は十分条件に過ぎず、残念ながら必要十分条件にはなっていない。したがって、理論の適用可能性を確認するには、数値解析によって関税削減が経済厚生に及ぼす影響を確認しておく必要がある。

筆者が数値解析のために構築したモデルは2生産要素(労働・土地)・17財(部門)の標準的な1国応用一般均衡モデルである。この経済は輸入に関しては「小国」の前提条件を満たし、輸出に関してはある程

度の市場支配力を持つものと仮定している。

生産と消費は、第2図に示したようなネスト構造を仮定している。為替レートと貿易不均衡は一定と仮定した。それゆえ、国内市場での輸入品の価格は、国際価格に為替レートと関税率をかけたものに等しい。関税率の削減は当該財の輸入価格を相対的に引き下げる。代替効果を媒介にして国内財の需要を減少させるため、国内財の価格は下落することになる。

分析に使うデータはGTAPバージョン6から抽出した。データベースは57生産部門だが、これを17部門に統合した。統合された部門名とそれぞれの部門の関税率は第1表の通りである。玄米を含む穀類の関税率は97.2%、次に高い関税率は35.9%で加工食品である。加工食品は精米、と畜、乳製品、精糖などを含んでいる。化学製品の関税率は20.8%と意外と高かった。この部門に属している産業の関税率を2000年の産業連関表で調べてみると、5~7%だったので、GTAPデータを推計する際に行われたRAS法による調整が原因なのかもしれない。本稿での目的は、関税削減の効果を調べることなので、これ以上深くは追求しない。

最高関税率を次の関税率の水準まで削減することは厚生水準を悪化させないための十分条件であり、ランダムな関税率の削減は厚生水準を悪化させるかもしれないし、悪化させないかもしれない。理論モデルは一

第1表 産業構造、関税率とその順位

部門名	生産量	輸入量	関税率	
	シェア (%)		水準 (%)	順位
穀物	0.35	2.09	97.2	1
その他の作物	0.68	2.60	6.5	6
畜産	0.28	0.29	3.8	8
林業	0.13	0.43	0.3	13
漁業	0.25	0.37	5.5	7
鉱業	0.95	14.25	1.6	11
加工食品	3.70	8.45	35.9	2
飲料・たばこ	1.16	0.82	18.4	4
繊維	1.87	8.02	14.9	5
その他軽工業	4.55	7.35	2.7	9
化学製品	7.00	6.87	20.8	3
金属製品	3.92	3.82	1.2	12
機械	12.91	24.09	2.4	10
建設	7.61	0.92	0	
公益	2.49	0.08	0	
運輸	19.95	9.95	0	
サービス	32.21	9.61	0	
合計	100	100	7.3	

出所：GTAP バージョン 6 より統合した。

一般的な条件の下で構築されているが、シミュレーション分析を行うための応用一般均衡モデルは、具体的な関数形を前提とし、ベンチマークデータを再現するように生産関数や需要関数のパラメータがカリブレードされている。関数の特定化の是非を統計的に検討することができない点は本アプローチの最大の欠点であるが、理論モデルでは一般的すぎて把握できなかった情報を取り出すことができるという点で応用一般均衡モデルの価値は必ずしも低くはない。構築された応用一般均衡モデルは、理論モデルで仮定されていた前提条件をすべて満たしているため、最高税率である穀物の関税水準を次に高い関税率の水準まで引き下げると経済厚生は改善する（註6）。

穀物の関税率をゼロにするとどうなるか。関税率が35.9%になるまでは厚生水準は増加していくが、それよりも関税率が小さくなると、厚生水準が改善する保証はない。第2表は一連のシミュレーション結果をまとめたものである。関税を全く削減していないベンチ

第2表 関税削減による厚生水準の変化

	厚生水準	変化率 (%)
関税削減なし	61,821	0.0000
すべて		0.2842
穀物		0.0717
加工食品		▲0.0145
化学製品		0.0143
飲料・たばこ		▲0.0031
繊維		▲0.0215
その他の作物		▲0.0062

出所：筆者によるシミュレーション結果。

マークの厚生水準は61,821である。序数的効用を前提としているため、この値自体には意味を付与することはできないが、すべての関税率を削減すると経済厚生は改善することが確認できる。次に、穀物の関税率を加工食品の関税率の水準まで引き下げると、表には報告していないが、経済厚生は0.0765だけ増加する。さらに関税率を削減していくと、厚生水準の増加は0.0765ほど大きくはなかった。つまり、初めのうちは経済厚生は増加するものの35.9%を超えて小さくなると、経済厚生が減少することを意味している。

では、加工食品の関税率のみをゼロにする場合はどうか。この場合には、経済厚生が悪化することを確認することができる。概して、低い税率の関税をゼロに削減すると、経済厚生は減少し、高い税率の関税率を削減すると経済厚生は向上するようである。ある財の関税率削減は、あるグループの中でのディスターションが縮小することで経済厚生が増大することに寄与するが、別のグループの間でのディスターションが拡大してしまい、経済厚生を悪化させる。これら2つの効果の和が、実際の経済厚生の変化分となる。

応用一般均衡モデルによるシミュレーション分析により、理論的に得られた厚生水準への含意をサポートする結果が得られた。と同時に、理論モデルからは得ることのできない関税削減方法を数値的に求めることも可能であることを示した。

農産物の関税率は工業製品の関税率と比べると高い。この点を斟酌すると、他の製品の関税率を一定に保ちつつ農産物の関税率を削減すると、経済厚生は増加する可能性がある。この観察はシミュレーション分析か

（註6）生産関数や効用関数が弱分離可能である場合には、ディスターションの波及が特定の市場での止まってしまう場合がある。応用一般均衡モデルではその簡便性から、CES型関数のネスト構造を使うことが多いため、ディスターションの効果が過小評価されている可能性が高い。

ら得られる知見だが、応用一般均衡モデルによる分析結果は、関数型とキー・パラメータの値、ベンチマークでの関税率の水準、生産額や投入額のシェアなどの経済構造に大きく依存するという意味で、条件付きの結果であることを忘れてはならない。

4. 自由貿易協定と経済厚生

自由貿易協定はWTOの無差別主義には矛盾するが、GATT/WTO第24条でも認められている。長期的には、世界規模の貿易自由化に資すると判断されているからである。なぜ各国が自由貿易協定を締結するのかという問いに対して、GATT/WTO体制下における多角的な通商交渉を行う取引費用が高すぎるので、まずは自由貿易協定で貿易自由化を促進するという答えや、他の自由貿易協定に対する対抗意識として結成するという答え（欧州の地域経済統合に対抗するNAFTA）が示されている。しかし問題とすべきは、自由貿易協定が多角的・無差別的な世界規模での貿易自由化のプロセスと整合的なのか否かという点である。自由貿易協定（地域主義）が即保護貿易主義であるとは断言できないものの、地域経済統合が非協定国に対して差別的な貿易を行う以上、保護主義的な色彩を帯びることも否定できない。

1) 完全競争市場を前提とする自由貿易協定の効果

では、自由貿易協定は多角的な地球規模の貿易自由化へのステップとなり得るだろうか。この問いに対して、Kemp et al. (1976) は1つの回答を与えている。すなわち、「財の数、国の数、関税の水準は任意とし、どの国が関税同盟を結ぶかについては特に制限を設けない。この時、すべての国々の厚生水準を悪化させずいくつかの国々の厚生水準を引き上げるような、共通関税が存在する。ただし、加盟国内での一括所得移転を行うものとする」。

この定理のエッセンスは、非加盟国の直面する価格、もしくは貿易量を変更させないという点と、加盟国内で一括所得移転政策を採用する点にある。この命題は任意の数の国について成立するため、漸次関税同盟を形成していくと、最後には1つの関税同盟、つまり世界全体の統合、自由貿易体制へと至るという結論に達する。グローバリズムからリージョナリズムかという図式で語られることの多い地域統合ではあるが、自由貿易協定が世界規模での貿易自由化への架け橋となり、これらは矛盾しないというメッセージを持つ重要な含意を持っている定理である。

いくつかの問題がある。第1は、加盟国間の所得移転である。一国内での所得移転が困難なことを考慮する

と、国家間の所得移転はより困難な事態に直面するであろうということである。第2は、完全競争市場を前提としていることである。Kemp et al. がその定理を研究した1970年代は、Krugman (1979) や Dixit et al. (1980) による「規模の経済」と「製品差別化」を含む貿易モデルが開発される前であり完全競争が思考の場として支配的であったからかもしれない。工業化が進行した現在では工業製品市場は規模の経済と製品差別化による不完全競争が支配的な市場構造を想定した方がより自然である。第3は、非加盟国の直面する価格が関税同盟を結成する以前の国際価格の水準に固定されている点である。そして第4は、関税同盟を設定する関税の水準である。この水準は、非加盟国が与件として直面している価格と、加盟国内での貿易自由化によって得られる域内均衡価格の比率となる。このようにして決定される関税が関税同盟を結成する前の関税率の水準よりも低くなる保証はどこにもないので、GATTの第24条に抵触する可能性があることを意味している。

2) 不完全競争と収穫逓増を前提とするより一般的な場合

Kemp et al. (2001) は、J国、(M+1)財、L生産要素モデルで、不完全競争市場や収穫逓増の生産技術の場合について、経済統合の効果を理論的に分析している。各経済主体は国際貿易が開始される前後でクールノー・ナッシュのゲームを行っており、ゲームが解を持ち、所得再分配のスキームの下でもクールノー・ナッシュのゲームを行うのであれば、それぞれの国内で「効率性」と「公平性」を満たすような所得再分配政策が存在することを証明した。かなり一般的な想定で「効率性」と「公平性」を満たすような所得再分配政策が存在することを示した点では画期的だが、所得再分配のスキームが抽象的であり経済的含意もわかりにくい。要は、収穫逓増の技術の下では、国際貿易によって厚生水準が低下してしまうことがあるため、生産者へ増産のインセンティブを与えるような所得再分配政策をとることによって、自給自足よりもより高い厚生水準に到達することが可能であるということである。国際貿易の便益を享受するためには、生産刺激的な政策をとる必要があり、農業に関して言うと通商規律違反ということになる。政府が積極的に所得再分配政策を行わなければ、厚生水準が低下する可能性があるという意味では、政府の役割（介入）を強調する結論となっている。

5. 国家貿易企業とディストーション

1) 国家貿易企業とは

「国家貿易企業」とは、加盟国によって設立・維持される国家企業、または加盟国によって排他的な、もしくは特別の特権を許与された私企業で、輸出入を伴う購入・販売を行うものを言う。これら国家貿易企業は、その独占的地位を利用して、輸入相手国による差別や数量制限など、国際貿易に重要な障害となるような運営を行うことも可能である。

この定義で重要な点は、国家貿易企業が問題なのは当該企業が国営なのか民間なのかということではなく、事業を行うにあたって排他的な権利や特権を持っているか否かということと、与えられた排他的な権利や特権がどのような性質を持つかということである。

実際、国内集荷や国内販売、さらには輸出を独占する権利を与えられている国家貿易企業も多い。例えば、カナダの小麦ボードの場合、一部の地域で農家からの買付独占が崩れたが、独占的な小麦の調達が可能である。農家からの買付価格（仮払価格）を比較的安く設定し、国際市場での市場支配力を利用して得た利益をプールし、農家へ支払うという制度をとっている。二部料金制である。ゲーム論的に考えると、第一段階で与えられた買取価格で小麦の集荷を行い、第二段階で集荷した小麦を国際市場で売却する。国際市場がクールノー的であると想定して問題を解くと、シュタッケルベルグ解となる (Hamilton et al. 2002)。単純なクールノー・モデルから得られる解と比べると輸出量、利潤ともに増加するので、国家貿易企業が暗黙の輸出補助金を与えていると考えられており、貿易歪曲的であると見なされている。

現に、EUは自らの輸出補助金を撤廃する条件として、オーストラリアやカナダの輸出国家貿易企業の暗黙的な輸出補助金を撤廃することを求めており、2004年の農業モダリティの枠組み合意に盛り込まれた。

2) 国家貿易企業は貿易歪曲的吗？

国家輸出企業はどれほど国際貿易を歪めているのだろうか。McCorrison et al. (2007) は、簡単なモデルを構築し国家輸出企業の輸出補助金相当量を計測している (第3表)。

彼らは基準となる状態を第三国モデルの状況としている。すなわち、自国には n 社の商社が存在し国内の農家から小麦を調達し、国内の市場で売却すると同時に第三国にも輸出する。自国市場と第三国市場は分断されており差別価格の設定が可能となっている。外国には m 社の商社が存在するが、その想定は自国と

第3表 CWBの輸出補助金相当量 (1999)

(米ドル/トン)

商社数 n	偏りなし $\alpha_1 = \alpha_2 = 1$	生産者重視 $\alpha_1 = 0, \alpha_2 = 1$	利潤重視 $\alpha_1 = \alpha_2 = 0$
1	89.3	114.8	0.0
2	40.6	59.7	-26.4
3	24.4	41.4	-35.1
4	16.3	32.2	-39.5
5	11.4	26.7	-42.2

出所：McCorrison et al. (2007) より引用。

註：競合相手は米国で、企業数は $m = 20$ である。

同様である。それぞれの国内市場に供給される小麦は同質財であるが、第三国市場では、自国と外国の小麦は差別化されており、自国企業と外国企業はクールノー的な販売競争を行う。もしここで自国政府が輸出に対して補助金を支出すると、戦略的貿易理論が教えるように自国の輸出は増加することとなる。基準の状態では、補助金支出は行わず、民間の商社が自由に貿易を行っているものとする。商社の数を n に固定するのは、参入・撤退の煩わしさを無視するためであり、商社の数を n と想定するのは、完全競争的な状況 ($n \rightarrow \infty$) から、寡占、独占的な状態まで扱えるからである。

自国の輸出貿易企業を考えよう。この企業の目的関数は国内販売と輸出から得られる利潤に加え、国内消費から得られる消費者余剰 (CS) と生産者余剰 (PS) をも考えて

$$\text{目的関数} = \alpha_1 \times CS + \alpha_2 \times PS + \alpha_T \times (\pi_{\text{dom}} + \pi_{\text{exp}})$$

ただし、 $\alpha_T = 1$ とする。

具体的な関数型は省略するが、需要関数、供給関数を想定すると、この目的関数を最大化する集荷量、国内販売、輸出量が求まる。

次に、輸出貿易企業の最適な輸出量が基準となる第三国モデルから得られる輸出量と等しくなるような輸出補助金単価を求めると、国家貿易企業の輸出補助金相当量 (輸出税相当量) が求まる。計測結果は第3表に再録した通りである。輸出補助金相当量は国家貿易企業の目的関数のウエイトの影響を大きく受けることがわかる。特に、生産を重視する場合で、比較の基準となるモデルの商社数が1社 (5社) であれば、輸出補助金相当量はトン当たり115ドルであり、輸出価格の8割 (2割) を占める。寡占モデルが基準なので、最適企業数を判断することは難しいが、国家貿易企業の貿易歪曲効果が小さくはないことを理解することが

できる。また、消費者重視の場合には、輸出貿易企業の効果は輸出税と同様の効果を持つことも示している ($n=20$, $m=20$)。

一方で、輸入を独占的に扱う国家貿易企業の分析を行った MacLaren (2011) は、日本のコメの分析例を報告している。研究の目的は、輸入貿易企業が国内市場へは影響を及ぼすが国際市場には影響を及ぼさないという主張が成り立つか否かの検証である。食糧庁の目的関数を、生産者余剰と国産米売買と輸入米売買から得られる利潤の和の加重平均としているなど、モデルの定式化に問題なしとは言えないが、輸入貿易企業が国際市場へ影響を及ぼし得る可能性を示している点は興味深い (註7)。

計量経済学を用いた実証研究ではないが、国家貿易企業の市場歪曲効果が小さくはないことを示した意義は大きい。

6. 農産物貿易政策の実証研究の展望と課題

本節では、農産物の国際貿易政策モデルの展望と課題について簡単にまとめる。農産物貿易政策の分析を行う場合には、これまで様々なモデルが利用されてきた。大きく分けると計量経済モデル (大賀 (1988) など)、統合型部分均衡モデル (SWOPSIM; 大賀 (1998), 庄野 (2001), 前田 (2001), Chen et al. (2002), 外園ら (2012) など)、一般均衡モデル (市岡 (1991), 齋藤 (1996), Hertel (1997), 川崎 (2005), 福田ら (2012)) に分類できる。計量経済モデルは、モデルを構成する需要関数や供給関数を時系列データを用いて推計したモデルである。一方、統合型はモデルを構成する式を特定化し、基準年次のデータを再現するように、定式化された構造方程式のパラメータをカリブレートするモデルである。統合型モデルには部分均衡型と一般均衡型とがある。

計量経済モデルは、集められたデータに最もよくフィットするように各方程式を推計して得られるモデルであるため、手間はかかるが統計的にモデルの妥当性を吟味することができるので、信憑性は高い。統合型は、一時点のデータを用いて、特定化された式をカリブレートするので、ベンチマークデータ以外にもディープ・パラメータと呼ばれる需要の価格弾力性や代替の弾力性など、ベンチマークデータからは推計す

ることのできない様々なパラメータを収集する必要がある (註8)。経済理論に整合的なモデルを作ることができるが、カリブレートされたモデルの構成要素の妥当性を統計的手法を用いて確認することができないのが最大の欠点である。

部分均衡モデルであれ一般均衡モデルであれ、モデルに含まれる市場は完全競争的な構造を仮定することが非常に多い。上で挙げた研究のうちで不完全競争市場を明示的に扱っているのは、庄野 (2001), 前田 (2001), Chen et al. (2002), 外園ら (2012) に限られている。例えば、外園ら (2012) は脱脂粉乳の貿易を扱っているが、カナダとニュージーランドが輸出国家貿易企業を媒介に輸出を行っており、脱脂粉乳の国際市場が寡占的であることに着目し、空間均衡モデルに推測的変動を組み込むことで不完全競争を導入している。先進国の国家貿易企業は輸出補助金と同様の効果を有すると言われており、輸出補助金に相当する効果が削減されたら、各国の輸出入量、輸出価格、輸入価格がどのように変化するかを分析している。前田 (2001) は、小麦の国際貿易を空間均衡モデルで分析した研究である。小麦の国際市場構造は寡占的であり、アメリカ、カナダ、EU、オーストラリア、アルゼンチンの5カ国・地域でシェアの8割以上を占めている。そこで、これらの上位5カ国・地域はクールノー競争を行い、それ以外の国はプライステイカーと仮定してモデルを構築している。

他方、一般均衡モデルでの国際市場の扱いを見ると、例えばコメの輸入が我が国の農業および非農業部門にどのようなインパクトを与えるかを分析した齋藤 (1996) は1国応用一般均衡モデルであり、輸入に関してはプライステイカーだが、輸出に関しては価格支配力を持つという想定を行っている。

Hertel (1997) は多国間一般均衡型貿易モデルであり、WTOに基づく貿易自由化や自由貿易協定のシミュレーション分析に使われることが多く、農業分野での応用例も多い。例えば、川崎 (2005) は、GTAPモデルに基づき、日タイ・日韓自由貿易協定のシミュレーション分析を行っている。GTAPモデルでは、同じ財でも生産国ごとに差別化されていると考え、ある国の輸入は、それぞれの国から輸入される差別化財をCES型関数にて集計したものと定義されている

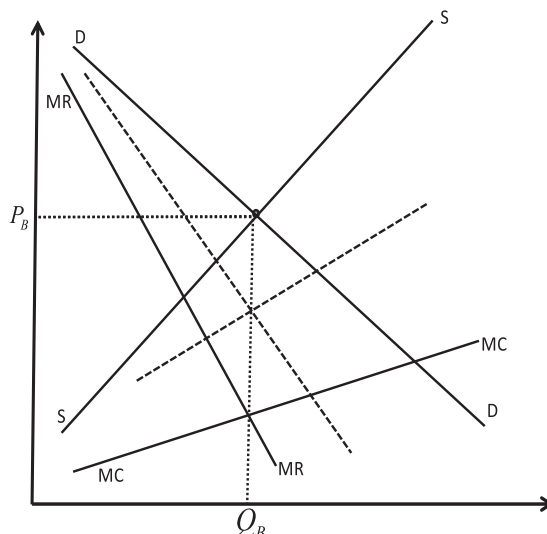
(註7) コメの国際市場は薄く、日本は小国とは見なされないというのが大きな理由である。ということは、最適関税論の立場からみると、完全な自由貿易は最適ではないということになる。

(註8) 需要や生産など計量経済学的研究成果が十分蓄積されている分野については、サーベイ法に基づきディープ・パラメータを設定したとしても、それほど大きな誤差は発生しないものと考えられる。

る。集計関数がCES型なので代替の弾力性を非常に大きくとれば、各国からの輸入財が完全代替となる。川崎(2005)も指摘するように、Armington仮説を用いるモデルでは、シミュレーション結果が、輸入集計関数の代替弾力性の値にセンシティブなので、弾力性の値の選び方には細心の注意が必要である。これは、代替弾力性の高低というよりは、むしろ、どのような国際市場構造を想定するかによって分析結果が大きく異なることを意味しており、その示唆するところは甚大である。

一般均衡分析でも、国際市場に不完全競争市場構造を組み込んだものがある。Markusen(2002)である。この研究は農業分野を対象とするものではないが、多国籍企業の直接投資を扱ったものであり、それぞれの企業の技術構造(費用構造)と市場価格に応じて、企業が貿易を行ったり、貿易は行わずに自らの製品の輸出先に進出(直接投資)したりする。この行動が内生化されているため、国際市場構造も内生的に決定される構造になっている。現実の動きをトレースしているようで、非常に面白い研究である。このようなシミュレーションが可能となったのは、最適化問題における端点解の処理が、相補性を使うことで比較的簡単に行われるようになったからである。なお、前田の一連の研究も相補性に負うところが大きい。

ここで、カリブレーションと市場構造の関係について簡単に説明しておきたい。第3図に (P_B, Q_B) という点がある。基準年次のデータに含まれるある財の取引実績を表している。背後にどのようなメカニズムが潜んでいるかはわからないが、取引量と取引価格が観測されている。これをどう解釈するか。この市場が完全競争的であると仮定すると、需要曲線、供給曲線の交点が取引価格、取引量として観察されるだろう。需要と供給の価格弾力性がわかれば、需要曲線、供給曲線を特定化することができる。独占市場だったらどうか。観測点を需要曲線が通ることはわかっている。需要の価格弾力性から需要曲線を求めることができる。需要曲線がわかれば限界収入曲線も引けるので、限界費用曲線がどこを通るかは容易に想像がつく。あとは、費用構造を表すデータから、限界費用曲線を求めればよい。寡占市場の場合はどうか。複占の場合を想定し利潤を書き下すと $\pi = P(q_1 + q_2)q_i - C(q_i)$ となる。したがって、利潤最大化の1階の条件は



第3図 カリブレーションの方法

$$\begin{aligned} \frac{\partial \pi}{\partial q_i} &= P(q_1 + q_2) + q_i \frac{\partial P}{\partial Q} \left(1 + \frac{\partial q_i}{\partial q_i}\right) - \frac{dC}{dq_i} \\ &= P \left(1 - \frac{\theta_i}{\varepsilon} (1 + \nu)\right) - \frac{dC}{dq_i} \end{aligned}$$

である。ただし、 ε は需要の価格弾力性、 θ_i は*i*財のシェア、 ν は推測的変動で定数とする。この式を使うと、カリブレーションの方法がわかる。需要関数をまず求め、技術(費用)条件から求めた限界費用曲線を書き込むと、基準データの観測数量のところで測った、価格と限界費用の差(残差)から推測的変動を求めることができる。市場構造を前提とすれば、いくつかのディープ・パラメータを設定することでモデルのカリブレーションが可能となる。生産や消費など計量経済学的な実証研究蓄積の多い分野ではパラメータの計測例が多いため、統合型のモデルでもある程度の精度を担保することは可能である。

さて、話をもとに戻そう。統合型のモデルで市場構造として不完全競争を組み込むことは、少なくとも部分均衡モデルの場合にはそれほど難しいことではない。しかし、それが実態としての市場構造を反映しているかどうかは別の問題なのである。

では、どのようにして市場構造を特定化するのだろうか。基本的には計量経済学的な実証研究を蓄積(註9)するしかない。市場構造を特定化するには需要サ

(註9) 中島(2010)をはじめとする一連の研究は、時系列分析の手法を用いて価格伝達の非対称性についての計量分析を行ってはいるが、市場構造を特定化するには至っていない。

イドの情報と供給サイドの情報の双方が必要となるので、国際市場を対象とする場合にはどうしてもデータの利用可能性が大きな制約となる。誌面の都合で詳しく述べることはできないが、Goldberg et al. (1999)も指摘するように、為替レートの変動を輸出企業のコストの変動要因と見なす残余市場モデルが問題点も含んではあるものの、working horseとして有用ではないかと考えている。

農産物国際貿易モデルで国際市場の構造として完全競争市場を採用するのは、分析者が当該市場を完全競争的と判断しているか、あるいは実証結果が少ないからではないだろうか。国際市場構造を特定化する実証研究を蓄積する必要がある。

参 考 文 献

- Bhagwati, J. (1971) The Generalized Theory of Distortions and Welfare. Chapter 12, Bhagwati, J. et al. (Eds.) *Trade, Balance of Payments, and Growth: Papers in International Economics in Honor of Charles P. Kindleberger*. Amsterdam: North-Holland Publishing.
- Chen, C.-C., McCarl, B., Chang, C.-C. and Hsu, S.-H. (2002) Spatial Equilibrium Model with Imperfectly Competitive Markets: An Application to Rice Trade, Paper accepted for presentation at AAEA, Long Beach, CA.
- Dixit, A. and Norman, V. D. (1980) *Theory of International Trade*. Cambridge University Press.
- Felt, M.-H., Gervais, J.-P. and Larue, B. (2011) Market Power and Import Bans: The Case of Japanese Pork Imports, *Agribusiness*, 27(1), 47-61.
- 福田洋介・近藤巧 (2012) 「穀物の国際価格上昇が日本農業に及ぼす影響」『農業経済研究』, 84(1), 1-14.
- Goldberg, P. and Knetter, M. (1999) Measuring the Intensity of Competition in Export Markets, *Journal of International Economics*, 47, 27-60.
- Hamilton, S. F. and Stiegert, K.W. (2002) An Empirical Test of the Rent-shifting Hypothesis: the Case of State Trading Enterprises, *Journal of International Economics*, 58, 135-157.
- 原洋之介 (2006) 『「農」をどう捉えるか：市場原理主義と農業経済原論』書籍工房早山.
- Hertel, T.W., Ed. (1997) *Global Trade Analysis: Modeling and Applications*, Cambridge University Press.
- 外園智史・前田幸嗣 (2012) 「パラレリズムに基づく輸出規律確保の貿易効果」『農業経済研究』, 84(3), 157-171.
- 本間正義 (2012) 「日本の対外農業政策と今後の展開」浦田秀次郎・21世紀政策研究所編著『日本経済の復活と成長へのロードマップ』文眞堂, 90-107.
- Hranaviova, J., de Gorter, H. and Ingco, M. (2002) Perspectives on Agricultural Export State Trading Enterprises in the WTO Trade Negotiations, World Bank.
- 市岡修 (1991) 「日本の農業保護政策の一般均衡分析」『応用一般均衡分析』有斐閣.
- Karp, L. S. and Perloff, J. M. (1989) Dynamic Oligopoly in the Rice Export Market, *Review of Economics and Statistics*, 71, 462-470.
- Karp, L. S., and Perloff, J. M. (1993) A Dynamic Model in the Coffee Export Market, *American Journal of Agricultural Economics*, 75, 448-457.
- 川崎賢太郎 (2005) 「GTAPモデルによる日タイ FTA および日韓 FTA の分析」鈴木宣弘編『FTA と食料—評価の論理と分析枠組—』第9章, 筑波書房, 195-232.
- Kemp, M. and Wan, H. Y. Jr. (1976) An Elementary Proposition concerning the Formation of Customs Unions, *Journal of International Economics*, 6(1), 95-97.
- Kemp, M. and Shimomura, K. (2001) Gains from Trade in Cournot-Nash General Equilibrium, *Japanese Economic Review*, 52, 284-302.
- Krugman, P. (1979) Increasing Returns, Monopolistic Competition and International Trade, *Journal of International Economics*, 9(4), 469-479.
- Markusen, J. (2002) *Multinational Firms and the Theory of International Trade*, MIT Press.
- McCorrison, S. and MacLaren, D. (2007) Do State Trading Exporters Distort Trade? *European Economic Review*, 51, 225-246.
- MacLaren, D. (2011) Imperfect Competition, State Trading and Japan's Import of Rice, DP #806, Institute of Social and Economic Research, Osaka University.
- 前田幸嗣 (2001) 「不完全競争下における国際貿易の政策シミュレーションモデル」『農業経済研究』, 73(3), 119-132.
- 小寺彰 (2012) 「通商ルール定立の場としての WTO」浦田秀次郎・21世紀政策研究所編著『日本経済の復活と成長へのロードマップ』文眞堂, 230-247.
- 中島亨 (2010) 「米国産トウモロコシ輸出過程の市場構造と価格伝達」『農業経済研究』, 81(4), 223-234.
- Newbery, D.M.G. and Stiglitz, J. (1984) Pareto Inferior Trade, *Review of Economic Studies*, 51(1), 1-12.
- 大賀圭治 (1988) 『米の国際需給と輸入自由化問題』農林統計協会.
- 大賀圭治 (1998) 『2020年世界食糧需給予測』農山漁村文化協会.
- Reed, M. and Saghalian, S.H. (2004) Measuring the Intensity of Competition in the Japanese Beef Market, *Journal of Agricultural and Applied Economics*, 36(1), 113-121.
- Roningen, V. VORSIM <http://www.vorsim.com/>
- 齋藤勝宏 (1996) 「コメのミニマムアクセスの及ぼす経済効果」『農業経済研究』, 68(1), 9-19.
- 齋藤勝宏 (2013) 「通商規律と市場機能—農産物国際市場の変容—」『2013年度日本農業経済学会報告要旨』, S-81.
- 齋藤勝宏, 齋藤之美 (2005) 「農産物貿易政策の変更と経済厚生」清水昂一・小林弘明・金田憲和編著『コメ経済と国際環境』東京農業大学出版会, 235-259.
- 齋藤之美, 齋藤勝宏 (2005) 「自由貿易協定と WTO 体制についての一考察」『創価経済論集』, 35 (1/2/3/4), 37-59.
- 庄野千鶴 (2001) 『WTO と国際乳製品貿易』農林統計協会.
- Viner, J. (1950) *The Customs Union Issue*, Carnegie Endowment for International Peace.

要旨：本報告論文の目的は、通商規律としての GATT/WTO 貿易ルールと市場機能の関係について論ずることにある。GATT/WTO の目的は市場メカニズムを利用した自由貿易の促進であり、競争均衡はパレート最適な資源配分を導くという厚生経済学の基本定理に基づくものである。実際の市場構造を展望すると、我々の住む社会には数多くの市場が存在しており、これらすべての市場が完全競争市場の前提条件を満たすとは考えられない。貿易の自由化の経済厚生への影響を考える場合でも、国内の農地市場や労働市場、さらには外部性など、様々な条件が必要になってくる。通商規律についても、自由貿易協定や国家独占企業が例外規定として認められており、貿易転換効果や国家独占企業の市場支配力により厚生損失が発生する可能性が大きい。長期的にはこれらのディスターションを取り除く必要がある。通商規律に準拠する形で国内政策を変更する場合、短・中期的には、ディスターションの存在や実態と統合的な競争市場を考慮して経済厚生の評価を行う必要がある。特に、国際市場構造を特定化する計量経済学的研究が少ないため、これらの実証研究を蓄積することが必要である。

キーワード：通商規律，市場構造，市場の歪み，経済厚生